

淡路広域水道企業団職員のボランティア休暇取扱規程

平成 23 年 5 月 19 日

管理規程第 4 号

改正 平成 25 年 3 月 28 日 管理規程第 1 号 | 令和 3 年 9 月 29 日 管理規程第 2 号
平成 26 年 1 月 7 日 管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため、淡路広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 11 年淡路広域水道企業団規則第 1 号。以下「規則」という。）第 15 条第 1 項第 4 号に規定するボランティア休暇に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第 2 条 ボランティア休暇を取得することができる対象職員は、一般職の常勤職員（臨時的任用職員は除く。）とする。

(ボランティア休暇の条件)

第 3 条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

第 4 条 規則第 15 条第 1 項第 4 号に規定する「一の年」とは、1 暦年をいい、同号の「5 日」の取扱いについては、暦日によるものとする。

2 取得方法は、分割して取得することができるものとし、休暇の単位は、1 日の取得時間が 7 時間 45 分未満であっても取得日数は 1 日とする。

第 5 条 規則第 15 条第 1 項第 4 号アに規定する「相当規模の災害」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊き出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

第 6 条 規則第 15 条第 1 項第 4 号イに規定する「企業長が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う施設（第 4 号に掲げる施設及び第 8 号に掲げる施設を除く。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター並びに同条第 26 項に規定する福祉ホーム
- (2) 法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (6) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
- (7) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設
- (8) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
- (9) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する特別支援学校
- (10) 前各号に掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって企業長が定めるもの

第 7 条 規則第 15 条第 1 項第 4 号ウに規定する「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。
(手続)

第 8 条 ボランティア休暇の請求等の手続は、ボランティア休暇の承認を受けようとする職員が、「休暇簿」に必要事項を記入し、ボランティア活動計画書（別記様式）を所属長に提出するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 7 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日管理規程第 2 号）

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式（第8条関係）

淡路広域水道企業団

企業長 様

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

1 活動期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 活動の種類

被災者への支援活動 社会福祉施設等における活動 その他

3 活動場所

施設名等 : _____

所在地 : _____

電 話 : _____ () _____

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名 有 無

団 体 名 : _____

電 話 : _____ () _____

6 備考

(注)

1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。

3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。